

岩手県告示第120号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、陸前高田市から送付のあった次の変更に係る都市計画の図書の写しを岩手県県土整備部都市計画課に備えておいて縦覧に供する。

令和5年3月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

変更に係る都市計画の種類及び名称

- 1 種類 地域地区（用途地域）
- 2 名称 陸前高田都市計画用途地域